事務所通信　No.281

平成３１年３月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

遂にスタート　働き方改革

平成31年4月1日より、働き方改革関連各法が順次施行されます。改正内容については度々取り上げてきましたが、新年度から始まる制度について、最終確認をしていきましょう。



①　時間外労働の上限規制について

□　施行日を確認しましょう

･･･上限規制の施行は大企業が平成31年4月1日、中小企業は平成32年4月1日からとなります。下記の表に該当する場合は中小企業となります。

※中小企業に当たるかを判断する際は企業単位で判断します。また、資本金や出資金の概念がない事業所は労働者数のみで判断します。

業種	資本金の額または出資の総額		常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他（製造業、建設業、運輸業、その他）	3億円以下		300人以下

□　月45時間、年360時間を超える時間外労働はありますか

･･･原則の時間外労働の上限（※）を超えることができるのは、臨時的な事情がある場合で、かつ、年6回に限ります。（この場合も上限規定あり）

（※）原則月45時間・年360時間　（1年単位の変型労働時間制を採用している場合は月42時間・年320時間）

●どの時期に、どれほど時間外労働が多くなるのかを洗い出し、年6回の範囲におさまるよう計画を立てる必要があります。

□　時間外・休日労働に関する協定届（36協定）の書式が変わります

平成31年4月1日（中小企業は平成32年4月1日）以降に提出する36協定は、新書式で届出る必要がありますので、ご注意下さい。



②　有給休暇5日付与義務について

□　5日付与義務対象者を確認しましょう

有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。（管理監督者も対象となります）

●「10日以上」とは、前年度から繰り越した有休の日数は含まず、平成31年4月1日以降に新たに付与される日数が10日以上である労働者が、5日付与義務の対象となります。



【原則となる付与日数】

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

【所定労働日数が少ない労働者の付与日数】

所定労働時間が30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下または年間所定労働日数が216日以下の労働者は下記の表によります。

※表中太枠部分に該当する労働者は、5日付与義務の対象者となります。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数 6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/太田芳美 ＊ P3.4/篠田昇 ］

□ 有給休暇を付与する日（基準日）の確認はお済みですか

･･･各労働者について、基準日から1年以内に5日の有給休暇を取得させなければなりません。
（基準日統一等をご検討の際はご相談下さい）

●平成31年4月1日以降、最初に到来する基準日から、5日付与義務が発生します。

□ 年5日取得させる方法を検討しましょう

･･･「労働者自らの取得」・「使用者からの時季指定」・「計画的付与」のいずれかの方法で5日取得させれば足ります。業務体制や過去の有給休暇取得状況に合わせてご検討下さい。



【例】

・労働者と話し合い、年度別・四半期別・月別に取得予定日を計画しておく。
・基準日から一定期間が経過したタイミング（半年後など）で、自主的な取得が少ない労働者に対し、5日取得できるよう使用者から時季指定する。
・計画的付与制度によりあらかじめ部署別、個人別に有給休暇取得日を割り振る。（就業規則の規程と労使協定締結が必要です）

●半日単位で取得した場合は0.5日として年5日付与のカウント対象となります。（時間単位で取得したものは対象外です）

□ 年次有給管理簿を整備しましょう

･･･労働者毎に年次有給管理簿を作成し3年間保存しなければなりません。形式は問いませんが、取得時季・日数・基準日の記録が必要です。



③ 労働時間の適正把握義務について

□ 管理監督者や裁量労働者も含め、労働時間を把握できる体制になっていますか

･･･把握した時間外・休日労働の合計が月80時間超の労働者から申出があった場合、その者に対し医師の面接指導を実施しなければなりません。

お知らせ



介護保険料率改定

平成31年3月分保険料より、介護保険料率が改定されます。

※3月支給の賞与がある場合、改定後の料率で計算した保険料を控除してください。

※保険料を当月引きされている場合、3月に支払う給与から下記の保険料率を適用して下さい。

【健康保険料率（協会けんぽ新潟支部）】
9.63%（被保険者4.815%）･･･変更なし
【介護保険料率（協会けんぽ全国共通）】
1.73%（被保険者0.865%）･･･ 変更あり
【厚生年金保険料率（全国共通）】
18.300%（被保険者9.15%）･･･変更なし

雇用保険料率



新年度の改定は行われない予定です。

【一般の事業】 9／1,000（被保険者3／1,000）
【農林水産、清酒製造の事業】
11／1,000（被保険者4／1,000）
【建設の事業】12／1,000（被保険者4／1,000）

雇用保険免除対象高齢者の確認

平成31年4月1日において64歳以上の一般被保険者は雇用保険料が事業主負担、被保険者負担分ともに免除となります。（平成32年度以降は免除制度が廃止される予定です）

任意継続被保険者の標準報酬月額上限引き上げ

平成31年4月より、任意継続被保険者が支払う保険料は①②を比較し、どちらか少ない額となります。

① 資格を喪失した時の標準報酬月額
② **標準報酬月額30万円･･･変更あり**
（平成31年3月までは28万円）

■ 拾い読みの読書

サピエンス全史　上
文明の構造と人類の幸福

著　者／　ユヴァル・ノア・ハラリ　柴田裕之訳
出版社／　河出書房新社　　1,900円＋税

P24　ピラミッドの頂点にいるライオンやサメ・・は、何百年もかけて徐々にその地位へと進化した。・・それに引き換え、人類はあっという間に頂点に上り詰めたので、生態系は順応する暇がなかった。そのうえ、人類も順応し損なった。・・多数の死傷者を出す戦争から生態系の大惨事に至るまで、歴史上の多くの災難は、このあまりにも性急な飛躍の産物である。

P70　平均的なサピエンスの脳の大きさは、狩猟採集時代以降、実は縮小したという証拠がある。狩猟採集時代に生き延びるためには、誰しもが素晴らしい能力を持っている必要があった。農業や工業が始まると、人々は・・次第に他者の技能に頼れるようになり、「愚か者のニッチ」が新たに開けた。・・・狩猟採集民は・・後世の農民や牧夫、肉体労働者、事務員よりも、全体として快適で実りの多い生活様式を享受していたようだ。

P107　人類は農業革命によって、手に入る食糧の総量は確かに増やすことができたが、食糧の増加は、より良い生活や、より良い余暇には結びつかなかった。むしろ、人口爆発と飽食のエリート層の誕生につながった。平均的な農耕民は、平均的な狩猟採集民よりも苦労して働いたのに、見返りに得られる食べ物は劣っていた。農業革命は、史上最大の詐欺だったのだ。・・小麦、稲、ジャガイモ・・ホモサピエンスがそれらを栽培化したのではなく、逆に・・それらに家畜化されたのだ

P117　毎日何十通のメールを受け取り・・迅速な返答を期待・・時間の節約どころか・・前より落ち着かず、いらいらした思いで過ごしている。

■ ３月のミニミニ・セミナー

『メンタルヘルス・マネジメント基礎編』

▲　心の健康（メンタルヘルス）のためのセルフケアを中心に解説します。
▲　平成31年3月12日（火曜日）
　　午後１時30分～３時00分
▲　講　師：弊所スタッフ　島影由美子
▲　会　場：篠田パートナーズ事務所
▲　対　象：企業経営者及び人事担当者
▲　定　員：先着10名
▲　受講料：無料
▲　申込み：当事務所までご連絡下さい。

★　４月の予告　★

『特集・年次有給休暇制度』

▲　働き方改革により、4月1日から年5日の有給休暇付与が義務化されました。有給休暇の基礎知識から有給休暇の管理、その他法改正のポイントを解説します。
▲　平成31年4月24日（水曜日）午後1時30分～
▲　講師：弊所筆頭副所長　（特定社会保険労務士）　齊藤賢二

■　絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (281号)

■ 友逝く (H31.2.13)

▲ロータリークラブをともに過ごした１歳年上の友人が、闘病わずか２ヶ月で亡くなったとの知らせに、涙が溢れた。寺社建築にも長けた建設会社の社長、新発田祭り名物「喧嘩台輪」の重鎮。滅法酒が強く、男気溢れる人だった。

▲クラブでは不思議な巡り合わせで、幹事も会長も私の直前に務められ、ご指導、ご支援を沢山頂いたご縁もあり、昨年の自宅の建築を依頼し、８月の新潟花火では酒を酌み交わしたものである。

▲その人が12月に体調を崩し、受診、即入院し、ステージ４のすい臓ガンの診断を受け・・・２月３日に還らぬ人となってしまった。

▲その夜半から未明にかけて吹いた例年より早い春一番の物音に目が覚め、かかわった建物の最後の見回りに来たかと、闇に向かって「Ｙさん、ご交誼ありがとうございました。」と、声を掛けた。

▲そして、折しも葬儀の日の地元紙朝刊に載った「52歳記者のガン日記　ステージ４を生きる〈至難　初期に発見しにくいすい臓ガン〉」を読むに付け、もっと早く病院に行っていたら、・・・何らかの予兆はなかったのか・・・思い返せば、以前より酒量が落ちたか？、湧き上がる様な元気が薄れたか？・・・返す返すも残念でならない。

▲そして、「すい臓ガンの女優・八千草薫、転移休養」「競泳・池江璃花子、白血病公表」とのニュースが続き、いつかは我が身と身構えた。

▲その時は、心静かに現実を受け入れようと思っているものの、まだ自信は無い。自信がつくまで身辺雑事に翻弄されながら、酒でも飲んでその無常を忘れることにしようか。

■ 適応力 (H31.2.21)



▲この一ヶ月、立て続けに就業規則の作成、改定の依頼を受け、連日のように会社からのヒヤリング、パソコンとにらめっこで原案の作成、校正、会社への説明、修正を重ねている。そして最終確認の後、必要により労働者代表と協定を交わし、意見書を添えて労基署への届出となる。

▲これが一社ごとにリズム良く回転すれば有り難いのだが、意志決定者の多忙や社内調整に手間取ったりと、数社の仕事が目まぐるしく交錯する。中には、１年以上停滞していたものが、急に動き出したものもある。これも、人手不足、求人難で労働条件の見直しを迫られた上に、４月から施行される「働き方改革関連法」に追い打ちを掛けられた企業の動きだろうか。

▲こんなことを繰り返すうちに、目を閉じると、脳内で少し艶のある黒い粘着性の物質が高速回転する様が浮かぶに至ったが、こんな息も突かせぬ日々にも何時しか慣れていた。

▲慣れといえば、ペースメーカーの入れ換えで可能となったMRIによる脳ドックを受けたとき、耳栓をしても断続的に聞こえるMRIが発する霧笛、コンクリート破砕の音、その奥で鉄パイプを叩く音、金属加工工場の大音響等にも何時しか慣れ、看護師に起こされるまでの記憶がない。

▲また、検査前にペースメーカーの異常防止のために、処置室で脈拍数を制御され、全身の血流低下の違和感の中を、車イスに乗せられMRIに向かったが、検査が終わって処置室に戻った時には、違和感はなくなっていた。

▲人間の適応力を垣間見たが、経営環境の変化への企業の適応力にも期待したいところである。